

「スクールライセンスボーカロイド教育版II for Windows」利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、お客様による「スクールライセンス ボーカロイド教育版II for Windows」（以下「本ソフトウェア」といいます）のご使用ならびにお客様へのアフターサービスについて定めたものであり、お客様は下記条項にご同意いただける場合にのみ本ソフトウェアをご使用いただけます。本規約は、個人または法人であるお客様と株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「当社」といいます）との間で締結される契約であり、Microsoft Corporation との間で締結される契約ではありません。

お客様が本ソフトウェアをダウンロード、インストール、コピー等された場合、またはインストールされた本ソフトウェアを使用された場合には本規約に同意されたものとしますので、必ず下記の条項を十分お読みください。ご同意いただけない場合は、ダウンロード、インストール、コピー等を中止するか、インストールしたファイルを削除してください。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、以下の各号で定義されるものとします。

- (1)「本ソフトウェア」とは、ヤマハ株式会社が所有し、当社に使用許諾される「スクールライセンス ボーカロイド教育版II for Windows」（音声データベースなどの関連するあらゆるプログラム、データファイルを含み、かつ今後お客様に一定の条件付きで配布され得るアップグレード版や修正版を含みます）をいいます。なお、「VOCALOID」「ボーカロイド」「VOCALOID」「ボカロ」はヤマハ株式会社の商標です。
- (2)「合成音声」とは、本ソフトウェアを使用することによって生成される、あらゆるオーディオ出力をいいます。
- (3)「本ソフトウェアの使用」とは、本ソフトウェアの全部または一部がコンピュータまたはデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、または永続的なメモリにインストールされていることをいいます。

第2条（著作権および使用許諾）

- (1)当社は、お客様に対し、本規約で定める利用条件で、本ソフトウェアを、お客様が所有または管理する Windows OS 製品上で使用する非独占的、譲渡不能な権利を許諾します。
- (2)本ソフトウェアをインストールし使用できるコンピュータまたはデバイスの台数等の使用条件は、別途締結する「使用許諾契約（書）」により定めるものとします。
- (3)本ソフトウェアの使用により得られる合成音声の著作権はお客様にあります。本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、当社または第三者（以下「当社等」と総称します）に帰属します。本規約により、当社等に帰属する権利の全部または一部がお客様に移転するものではありません。また、本規約による使用許諾はお客様本人に与えられるものであり、お客様は、本規約上の地位または本規約に基づく許諾または権利もしくは義務を第三者に再許諾、譲渡等することはできません。お客様による本ソフトウェアの保有や使用に対して第三者から知的財産権侵害の申し立てを受けた場合、Microsoft Corporation ではなく当社が当該申し立てに対する調査、答弁、和解、および取下手続の責任を単独で負うことをお客様は理解し同意するものとします。

第3条（合成音声の利用）

お客様は、本ソフトウェアを使用することによって生成した合成音声を、商用または非商用を問わず利用することができます。ただし、当社の商標、本ソフトウェアのタイトル、その他これらに類する表示（以下「契約表示」といいます）が記載されている製品に合成音声を搭載し、これらの製品を、演奏、販売、配信等に商業的に利用する場合は、事前に当社までお問い合わせください。なお、使用形態によっては、ライセンス料を含め、追加の使用許諾契約をさせていただく場合があります。

第4条（禁止事項）

本ソフトウェア、または合成音声の使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。ただし、著作権法その他の法令で認められている範囲については、この限りではありません。

- (1) 公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を、公開または配布すること。
- (2) 音声データベースの歌手（声優）本人に限らず、第三者の名誉・声望等的人格権、その他権利を侵害する合成音声を、公開または配布すること。
- (3) 本ソフトウェアの全部または一部を、第三者のソフトウェアのコンポーネントとして使用し配布すること。
- (4) 本ソフトウェアを、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。
- (5) 本ソフトウェアの全部または一部について、複製（ディスクに収録されている形式、他製品用・再販売用にフォーマットを変換した形式、ミキシング、フィルタリング、リシンセサイズした形式、第三者が入手可能な形式その他形式の如何を問いません）、公衆送信（公開掲示板やFTP サイト、WEB サイト、ストレージサイト、P2P ネットワーク上等で送信可能な状態にすること、インターネット上で電子的に転送や配信すること、不特定多数がアクセス可能なネットワーク・コンピューター／サンプラー上に格納すること、その他公衆送信することを含みます）、譲渡、再販売、貸与、頒布、改変、または翻案等の行為をすること。
- (6) 本ソフトウェアを、中古品として再販売すること。
- (7) 本ソフトウェアを操作可能な状態で放置すること。
- (8) 本ソフトウェアに記載されているコピーライト表記を、削除、変更、または不明確にすること。
- (9) レコーディング・スタジオやレンタル会社等のサービスの一環として、本ソフトウェアを使用し、または本ソフトウェアを提供し、もしくは使用させること。
- (10) 本規約に違反すること。

第5条（限定保証）

- (1) 当社は、本ソフトウェア、合成音声、その他当社が提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、法令上免責が認められない場合を除き、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。
- (2) 本ソフトウェアの、使用または動作に起因する損害の責任は、全てユーザー自身が負うものとします。当社は本ソフトウェアの使用によってユーザーが被る可能性のある動作や結果について、一切保証しません。
- (3) 前二項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程、およびその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本規約上において除外されるものとします。

第6条（責任の制限）

当社の責任は、本規約で定める許諾を供与することのみに限定されるものとします。当社およびヤマハ株式会社は、本ソフトウェアの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含みます）について、通常もしくは特別の損害にかかわらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性があることについて予め知らされた場合でも、法令上免責が認められない場合を除き、一切責任を負いません。また、お客様は、Microsoft Corporation ではなく当社が製造物責任法や消費者保護法等で定められる要件に関する申し立てを処理する責任があることを理解し同意するものとします。

第7条（終了）

本規約は、お客様が本ソフトウェアをお受け取りになった日に発効します。本規約による使用許諾は、お客様が著作権法等関連法令または本規約の条項に1つでも違反されたときは、当社からの終了通知がなくても自動的に終了するものとします。その場合、お客様は、ただちに本ソフトウェアの使用を中止し、その複製および付帯文書をすべて廃棄しなければなりません。

第8条（違約金）

当社は、お客様が本規約の条項に違反されたときは、本ソフトウェアの使用許諾料の3倍に相当する料金を違約金として請求することができます。なお、当社が違約金以上の損害を被った場合、その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げません。

第9条（保証の否認）

お客様は、本ソフトウェアを利用するリスクが全てお客様のご負担となることを理解し明示的に同意するものとします。本ソフトウェアおよび付帯文書は保証なしに「現状のまま」提供されます。当社およびヤマハ株式会社は明示、黙示、法定にかかわらず、品質保証、性能、権利の不侵害、商品性、特定目的への適合性を含め、法令上免責が認められない場合を除き、本ソフトウェアに関する一切の保証や表明をいたしません。特に、本ソフトウェアがお客様の要望に合うこと、本ソフトウェアに中断や遅延がないこと、安全、正確、完全であること、エラーがないこと、および欠陥の修整などについても表明や保証を行いません。また、Microsoft Corporation は本ソフトウェアに関して一切の保守やサポート義務を負わないことをお客様は理解し同意するものとします。適用される Microsoft Corporation の保証に本ソフトウェアが合わない場合、お客様は Microsoft Corporation に通知することができ、Microsoft Corporation は本ソフトウェアの購入金額を返金することがありますが、Microsoft Corporation はそれ以外の保証要件が満たされないことに対する一切の責任を負いません。

第10条（一般事項）

(1)本規約は、法の抵触に関する原則にかかわらず日本法の適用を受け、日本法に基づいて解釈されるものとします。また、当社とお客様との間で問題が生じた場合には、当社とお客様が誠意をもって協議し、協議しても解決しない場合に訴訟が提起されるときは、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

(2)本規約の規定のいずれか、または、ある規定の一部が管轄権を有する裁判所または行政機関によって不法、無効、執行不可能とみなされた場合や、当該の規定（または規定の一部）が規約全体の基本的性質に合致しないと判断された場合も、残りの規約（該当する規定が含まれる条項の残りの部分も含みます）の合法性、妥当性、法的効力は影響を受けません。

(3)お客様は、(i) アメリカ合衆国政府の禁輸措置の適用を受けている国または同政府がテロリスト支援

国家として指定した国家に居住していないこと、および(ii) 禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者ではないことを表明および保証するものとします。

(4)お客様は、Microsoft Corporation およびその子会社は本規約の第三者受益者であり、お客様が本規約に同意した時点から第三者受益者として本規約を行使できる権利を有すること、またかかる権利をMicrosoft Corporation が引き受けたとみなすことを理解し同意するものとします。

(5)お客様からの全ての法的通知は書面でなされるものとし、下記に記載の住所まで書留郵便で送付されるものとします。

〒108-8568 東京都港区高輪 2-17-11 株式会社ヤマハミュージックジャパン

第11条 (完全合意)

本規約の契約条件は、お客様と当社との間の完全な合意から成るもので、この件に関する従前のすべての認識や合意に取って代わるものとします。当社は、本ソフトウェアのご購入をされたお客様に、変更の事実と内容ならびに変更後の本規約の効力発生日を当社 Web サイトへの掲載その他適宜の方法により事前に通知することで、本規約の内容を変更できるものとします。お客様は、変更内容に同意、または当該変更を知らながら本ソフトウェアの使用を継続することで、変更後の本規約に法的に拘束されることに同意します。